

危険なブロック塀をなくしましょう！

飛騨市ブロック塀等撤去補助制度



全国各地で地震発生時において、ブロック塀の倒壊による被害が発生しております。古いものや、傾いているブロック塀は、地震の際に倒壊するおそれがあります。倒壊によって、人命が奪われることや、避難の妨げになる可能性があります。

そのために・・・

飛騨市では、ブロック塀等の撤去を行う方に対して最大30万円補助致します！

※(ブロック塀等=コンクリートブロック、石、れんがその他これらに類する材料で作られた塀及び門柱。
(基礎部分を含む))

受付期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

◆予算範囲内の補助となりますので、受付期間中であっても受付を終了する場合があります。

受付場所

飛騨市役所 基盤整備部 都市整備課(西庁舎3階) 各振興事務所でも受付しております。
※郵送での受付は行ないません。お手数ですが直接お越しください。

※詳しくは裏面をご覧ください！

申請に必要な書類

- ① 事業計画書
- ② 請負契約書又は請書の写し（事業内訳書を添付）
- ③ 事業箇所、事業内容のわかる図面
- ④ 着工前写真（全景・高さのわかる写真）
- ⑤ 住民票（世帯用）
- ⑥ ブロック塀等の所有者が申請者以外の場合、申請者との関係を証する書類（戸籍謄本等）
- ⑦ 誓約書兼承諾書

※事業計画書、誓約書における押印は省略できます。

補助対象者

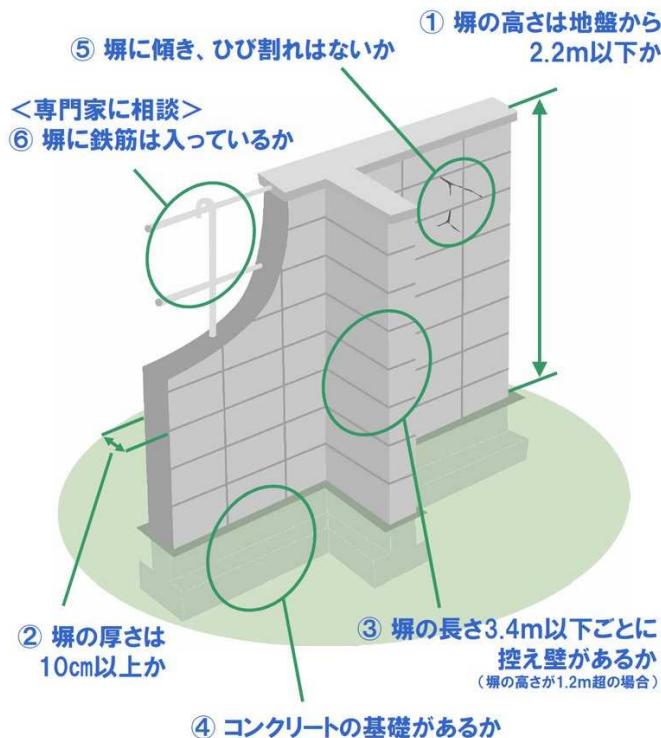
- 補助を受けようとする方及び同居する親族が飛騨市内に住民登録し、市税等の滞納していない方。
- 過去に同様の補助金を受けていない方。
- 暴力団員でない方。

補助対象工事

- ブロック塀等が市内に在し、所有者が実施する事業であること。
- 道路面からの高さが60センチメートルを超えるブロック塀等であること。
- 市内事業者の施工によるもの

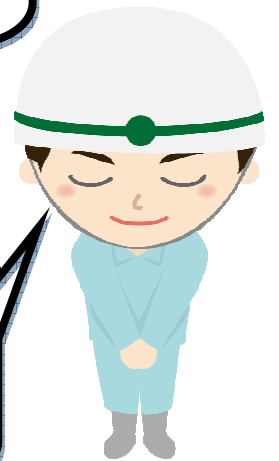
補助金の額

ブロック塀等の撤去に係る所要経費の2分の1以内の額（1件当たり30万円を限度）
※消費税及び地方消費税の額を含む。※千円未満の端数は切り捨て。



ブロック塀の点検チェック項目です。
1つでも当てはまればご相談下さい。

道路へはみ出た老木等も危険となるので撤去して下さい。（但し費用は補助対象外です）



出展：国土交通省ホームページより



◆◆◆ 問い合わせ・受付窓口 ◆◆◆

飛騨市役所 基盤整備部 都市整備課 ブロック塀等撤去補助金窓口
〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所 西庁舎3階
電話 0577-73-0153 FAX 0577-73-7500
E-mail toshiseibi@city.hida.lg.jp